

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他市長が必要と認める業務（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の必要な資格等について定めるものとする。

(参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する市長の審査を受け、日高市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第4項各号のいずれかに該当することとなったときは、競争入札に参加することができない。

3 資格者名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札に参加することができない。

(1) 建設工事の請負において、当該名簿に登載された業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものは、この限りでない。

(2) 測量業務について、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていないとき。

(3) 建設関連コンサルタント業務について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていないとき。

(4) 経常建設共同企業体の構成員のうち、当該名簿に登載された業種について許可を受けていない者があるとき。

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、平成7年を起算年とした隔年に実施するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該資格審査を実施する年の翌年においても実施することができるものとする。

2 前項の資格審査は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 建設工事は業種ごとに行うものとする。

- (2) 前号以外の業務等については、その業務等の種類ごとに行うものとする。
- 3 資格審査の基準日は、資格審査を実施する前年の8月1日の直前の営業年度の終了の日とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。
- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 免許、許可、登録等を必要とする業種の場合で、それらを受けていない者
  - (4) 法人税（個人事業主の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税並びに市税の未納がない者
  - (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、市長から資格を抹消され、当該抹消された日から2年を経過しない者
  - (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- 5 建設工事の請負に係る資格審査を受けることができる業種の数、5以内とする。
- （資格審査申請書及び添付書類等）

第4条 資格審査を受けようとする者は、次の表に掲げる申請区分に応じた申請書（以下「申請書」という。）を市長が定める期間までに、市長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と競争入札資格申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により資格審査の申請を行う場合は、市長が別に定めるところにより、当該申請書に代えて、申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

申請区分	申請書の様式
建設工事競争入札参加資格	建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
設計・調査・測量競争入札参加資格	設計・調査・測量競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

物品・その他競争入札参加資格	物品・その他競争入札参加資格審査申請書（様式第3号）
小規模工事・修繕等競争入札参加資格	小規模工事・修繕等競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）

2 前項の申請書を提出するときは、次の表に掲げる申請区分に応じ、必要な書類を添付しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による申請を行う場合において、必要な書類の添付を電磁的方法により行うことができる場合は、同項の規定を準用する。

申請区分	建設工事	設計・調査・測量	物品 その他	小規模工事 修繕等
添付書類				
身分（元）証明書（個人事業主のみ）	○	○	○	○
住民票（個人事業主のみ）	○	○	○	○
登記事項証明書（法人のみ）	○	○	○	○
建設業許可通知書（証明書）（ある場合のみ）	○			○
建設業の許可を受けた営業所一覧表	○			
委任状（代理人を置く場合のみ）	○	○	○	○
法人番号指定通知書（写し）	○	○	○	○
経営事項審査結果通知書（写し）	○			
社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認資料	○			
建設業労働災害防止協会加入証明書（加入している場合のみ）	○			
官公需適格組合証明書（受けている場合のみ）	○			
役員名簿及び組合員名簿（協同組合等のみ）	○	○	○	
受注希望工事入力票	○			
技術者名簿	○			
工事経歴書	○			
納税証明書	○	○	○	○
登録通知書		○		
営業所一覧表		○		

業務経歴書		○		
技術者経歴書		○		
経営規模総括表		○		
年間平均実績高入力表		○		
財務諸表		○		
業者カード		○		
法律上必要とする許認可の証明書等			○	

(格付)

第5条 建設工事の請負については、平成6年建設省告示第1461号第1に定める項目及び市が発注した工事の施工成績を審査し、A級、B級、C級及びD級に区分して格付を行うものとする。

(資格者名簿への登載)

第6条 市長は、前条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年の4月1日から2年間（第3条ただし書の規定により資格審査を受けた者については、1年間）とする。ただし、参加資格の有効期間までに新たな資格者名簿の作成が終了しない場合は、資格者名簿の作成が終了するまでの期間、なお従前の資格者名簿を有効とみなす。

(変更等の届出)

第8条 資格審査を申請した者は、申請書を提出した後、別表第1の左欄に掲げる事項について変更（代理人の新設を含む。）があったときは、直ちに競争入札参加資格者変更届（様式第5号）に同表右欄に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法により当該変更の届出を行う場合は、市長が別に定めるところにより、当該変更届（関係書類の添付を電磁的方法により行うことができる場合は、関係書類を含む。以下、この項において同じ。）に代えて、変更届に記載すべき事項を記録した電磁的記録を市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて、書面により市長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法により当該変更の届出を行う場合は、前項ただし書の規定を準用する。

(1) 第3条第4項第1号に該当する者となったとき。

- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき又は更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき又は再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の承継）

第9条 合併又は業務譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書（様式第6号。以下「承継申請書」という。）に関係書類を添えて、営業の一切を承継した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

（資格者名簿からの抹消）

第10条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条第4項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

- (1) 第8条第1項又は第2項（第3号、第4号及び第6号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
  - (2) 第4条第1項の規定による申請書、第9条の規定による承継申請書又はそれぞれの添付書類に係る記載事項が虚偽であったとき。
- 3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。
- (1) 資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された条件を欠くに至ったときから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
  - (2) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。
- 4 市長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その経常建設共同企業体の名簿から抹消するものとする。
- (1) 資格者名簿に登載されている業種について、その構成員が第3項の規定により当該名簿から抹消されたとき。
  - (2) 資格者名簿に登載されている業種について、経常建設共同企業体が当該名簿からの抹消を申し出たとき。

（建設工事の発注に係る指名業者の選定）

第11条 建設工事の発注に係る指名競争入札に関し指名する業者の選定は、別表第2の区分に従い、行うものとする。

- 2 建設工事の発注に当たり特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第2の建設工事の種類及び設計金額の欄に定める区分に対応する同表の級区分の欄に掲げる級の1級上位又は1級下位の級に格付された者を、当該建設工事の指名競争入札における指名の対象とすることができる。
- 3 特別の技術を要する建設工事、小規模な修繕工事又は緊急を要する災害復旧工事については、前2項の規定にかかわらず、指名する業者を選定できるものとする。

（官公需適格組合）

第12条 建設工事の請負にあつては、官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、第4条第2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 官公需適格組合証明書の写し
- (2) 5以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し

(経常建設共同企業体)

第13条 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ、資格審査を受けることができないものとする。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
- (2) 構成員の数は、3業者以内であること。
- (3) 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが資格者名簿に登載されていること。
- (4) 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが数年以上の営業年数、元請としての一定の実績及び技術者を有すること。
- (5) 構成員の級別格付が同級又は1級差であること。
- (6) 経常建設共同企業体としての級別格付が、構成員各個の格付より昇格すること。
- (7) 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

2 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

3 資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第7号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書(様式第8号)
- (3) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第9号)
- (4) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 経常建設共同企業体カード(様式第10号)

(資料提出等の請求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に資格者名簿に登載されている者に係る参加資格、変更等の届出、参加資格の承継並びに資格者名簿からの抹消等については、改正後の日高市建設工事等の競争入札参加資格等に関する規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月5日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日高市建設工事等の指名競争入札参加資格等に関する規則は、平成9年に実施する資格審査の審査申請から適用する。

附 則（平成10年12月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第21号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月30日規則第23号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第11号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成28年8月25日規則第34号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

変更事項	添付書類
商号（法人）	登記事項証明書
名称（個人）	許可行政庁に提出した変更届
本店、主たる営業所の 所在地（法人）	登記事項証明書 許可行政庁に提出した変更届
本店、主たる営業所の 所在地（個人）	住民票の写し 許可行政庁に提出した変更届
法人番号	法人番号指定通知書（写し）
代表者及び代表者の改 名（法人）	登記事項証明書
事業主の改名（個人）	住民票の写し
代理人	委任状
代理人の改名	住民票の写し
代理人の役職名	委任状
代理人の所在地	委任状 建設業の許可を受けた営業所一覧表



	営業所一覧表
代理人の電話番号	変更届のみ
許可の有無	(許可切れ) 変更届のみ (許可取消) 許可取消通知書 登録取消通知書 (許可取得) 許可通知書(証明書) 登録通知書
許可番号、般特の別	許可通知書(証明書)
建設業労働災害防止協会への加入の有無	(加入) 加入証明書 (脱退) 変更届のみ
組合役員・組合員	役員名簿 組合員名簿

別表第2 (第11条関係)

級区分	建設工事の種類及び設計金額					
	土木工事	舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	その他の建設工事
A級	5,000万円以上	3,000万円以上	8,000万円以上	3,000万円以上	3,000万円以上	その都度市長が定める額
B級	2,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	2,000万円以上 8,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	同上
C級	500万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	同上
D級	500万円未満		1,000万円未満			